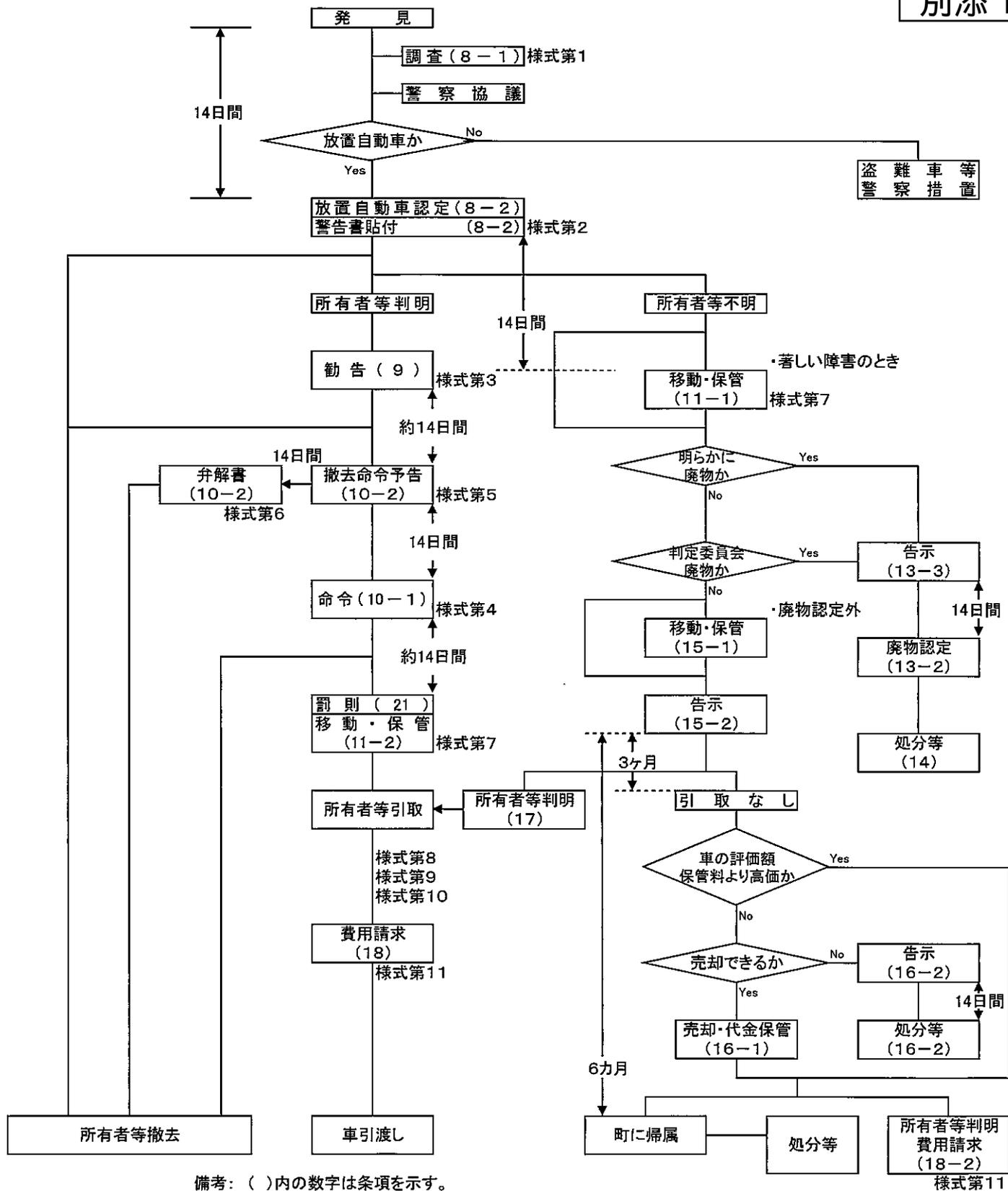


「D 町放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例」フローチャート

別添 1



廃自動車判定表

整理No. _____

通 報 年 月 日		平成 年 月 日		調 査 員 名						
調 査 年 月 日		平成 年 月 日								
通報者(発見者)		住 所								
		氏 名								
放 置 場 所		場 所		①. 町道、 2. その他						
放置場所の所有者・管理者		住 所								
		氏 名								
状 況 等		メ ー カ ー		車 検 期 限						
		車 名		登 録 番 号						
		型 式		車 体 番 号						
		塗 色		エ ン ジ ン 番 号						
		初年度登録年月								
		その他特徴								
		所有者等住所								
所有者等氏名										
走行に必要な主な機能の状況										
法定要件		点数	計	走行に必要な機能	エ ン ジ ン	30	無	破損	腐食	合計
	ナンバー無	30			変 速 機	20				
	車検切れ	20			ハ ン ド ル	10				
	車体番号削り	80			ラ ジ エ ー タ ー	10				
	計				座 席 1 席 5 点	5				
						ダ イ ヤ (1 本 5 点)	5			
				計						
放置の状態		無・多	中	小	計	付属機能状態	車 体	20	10	5
	汚れ・ほこり	10	5	2			塗 装 状 態	10	5	2
	捨てゴミの状態	10	5	2			バ ン パ ー	10	5	2
	管理・使用の形跡	5					サ イ ト ミ ラ ー	5	3	1
	計						エ ン ジ ン ル ー ム	5	3	1
							フ ロ ン ト ガ ラ ス	5	3	1
合 計				点		ラ ン プ 類	5	3	1	
						計 器 類	5	3	1	
						室 内	5	3	1	
						計				

車両の年式・走行距離

車両登録経過年数		1年～5年 =5点	5点× 年 =	点
		6年～10年 =7点	7点× 年 =	点
		10年以上 =10点	10点× 年 =	点
走行距離数	km	3点× km/10,000 (※少数点以下切捨て)		点
合計				点

判定基準判断指針

- 大破: おおむね2分の1以上の破損があるもの
- 中破: おおむね2分の1未満、4分の1以上の破損があるもの
- 小破: 4分1未満の破損があるもの

- 無: そのもの自体がないもの
- 破損: 簡易な修理では、その機能を回復できないもの
- 腐食: 錆等でなく、その機能に影響するもの

- 多: 8割以上の汚れ、ごみがあるもの
- 中: 3割以上8割未満の汚れ、ごみがあるもの
- 小: 3割未満の汚れ、ごみがあるもの

廃棄物判定基準点

- 自動車 100点以上は廃自動車と判定したものと見なす。
 - 三輪車 70点以上は、廃自動車と見なす。
- ただし、点数を満たしていても疑義があるものは判定委員会に諮ることができるものとする。

車名 ()
平成 年 月 日調査実施

状況		採点基準	採点	
登録から10年以上経過		50点 ()		
車台番号削り		40点 (確認・未確認)		
登録番号なし(番号があっても所有者不明な場合も同点)		30点 ()		
車検期限切れ		30点 ()		
エンジン		無及び破損20点(確認・未確認)		
ハンドル		無及び破損20点(確認・未確認)		
計測器(速度メーター等)		無20点		
座席		無20点		
タイヤ1本につき		無20点・パンク10点		
車体の汚れ・ほこり		多10点・少5点		
車体内捨てゴミ		多10点・少5点		
車体の破損		大10点・小5点		
塗装の劣化状態		大10点・小5点		
ガラス	前	無20点・破損15点		
	後	無20点・破損10点		
	左	無20点・破損10点		
	右	無20点・破損10点		
バンパー	前	無10点・破損5点		
	後	無5点・破損2点		
サイドミラー	左	無5点・破損2点		
	右	無5点・破損2点		
ランプ	前	左	無10点・破損5点	
		右	無10点・破損5点	
	後	左	無5点・破損2点	
		右	無5点・破損2点	
合計				

採点結果 ・100点以上は原則廃物とみなし、判定委員会で決定。
・100点未満は判定委員会により廃物判定を決定。

○廃棄物認定基準

I 廃棄物認定に係る判定項目

車種		登録番号	
放置場所			

1. 汚物としての判断について

①車体の汚れ・ほこりの状況	非常に多い(2点)・多い(1点)・普通又は少ない(0点)						
②車内及びその周辺のゴミ等の状況	非常に多い(2点)・多い(1点)・普通又は少ない(0点)						
合 計 点							
ポイント	0～2点 汚物であるとは言えない 0ポイント 3点以上 汚物である 1ポイント						

2. 不要物としての判断について

①タイヤの有無	有(0点)・無(2点)・あるが破損が著しい(1点)						
②ハンドルの状況	有(0点)・無(2点)・あるが破損が著しい(1点)						
③エンジン・ラジエーター等の状況	有(0点)・無(2点)・あるが破損が著しい(1点)・確認できない(0点)						
④その他走行に著しい支障のある事項の有無	有(1点) 事項						
	有(1点) 事項						
	有(1点) 事項						
	有(1点) 事項						
⑤登録抹消の状況	抹消されていない(0点)・抹消されている(2点)・確認できない(0点)						
⑥ナンバープレートの有無	有(0点)・無(2点)						
⑦車体番号の有無	有(0点)・無(2点)・確認できない(0点)						
合 計 点							
ポイント	0～5点 不要物であるとは言えない 0ポイント 6点以上 不要物である 1ポイント						

3. 付属品の状況について

①バンパーの有無	有(1点)・無(0点)・あるが破損が著しい(0点)						
②窓ガラスの有無	有(1点)・無(0点)・あるが破損が著しい(0点)						
③タイヤのホイールの有無	有(1点)・無(0点)・あるが破損が著しい(0点)						
④その他財産的価値が認められると思量される付属品の有無	有(1点) 付属品名						
	有(1点) 付属品名						
	有(1点) 付属品名						
合 計 点							
ポイント	0～2点 付属品の財産的価値はない 1ポイント 3点以上 付属品に財産的価値があると考えられる 0ポイント						
合計ポイント							

II 廃棄物認定基準

各項目毎の判定基準ポイントの合計が2ポイント以上のものは、廃棄物と認定することができる。

この基準は、愛知県の「放置車輛の廃棄物認定要領」に準じている。

判定日	平成	年	月	日
判定日	平成	年	月	日
判定日	平成	年	月	日
判定日	平成	年	月	日
判定日	平成	年	月	日

放置自動車廃物判定基準

- 1 廃物判定基準点100点以上であるものは、廃物と判定したものとみなすことができる。
 2 放置自動車廃物判定基準点内訳表

項	目	状	況	点	数
登録関係等	登録番号	登録番号が偽造されている車両		80	点
		登録番号が無い車両		50	点
	車台番号	削ってあることが明らかなもの		100	点
	車検有効期限	検査標章により期限切れが明らかなもの及び剥がされているもの		60	点
放置期間	1年以上	放置期間が1年以上のもの		70	点
	半年以上	放置期間が半年以上1年未満のもの		50	点
原動機及び動力伝達装置	エンジン	取り外してあるもの（脱着してあるもの）		50	点
		破損・腐食しているもの（各パーツの取り外してあるもの）		20	点
	トランスミッション	取り外してあるもの（脱着してあるもの）		50	点
		破損・腐食しているもの（電子部品の取り外してあるもの）		20	点
	ラジエター	取り外してあるもの（脱着してあるもの）		10	点
		破損しているもの（漏れがあるもの）		5	点
クラッチ等	取り外してあるもの（脱着してあるもの）ATを含む		10	点	
	破損しているもの（油漏れしているもの）		5	点	
走行装置	タイヤ	取り外してあるもの（脱着してあるもの）1本当たり		10	点
		パンク 1本当たり		5	点
	アクセル等	取り外してあるもの（脱着及び電子部品が取り外してあるもの）		10	点
		破損しているもの		5	点
操縦装置	ハンドル等	取り外してあるもの（ハンドル及びリンク周りが脱着してあるもの）		10	点
		破損しているもの（ポンプ・パイプ等が油漏れしているもの）		5	点
制動装置	ブレーキ系統	取り外してあるもの（ディスク・ドラム等が脱着してあるもの）		10	点
		破損しているもの（マスターシリンダーが脱着してあるもの及びホース・パイプ等が油漏れしているもの）		5	点
緩衝装置	バネ・ショックアブソーバ等	取り外してあるもの（脱着及び分解してあるもの）		30	点
		破損しているもの（衝撃により破損しているもの）		15	点
燃料装置	燃料タンク及びパイプ	取り外してあるもの（脱着してあるもの）		10	点
		破損しているもの（タンク・パイプ等が油漏れしているもの）		5	点
車枠及び車体	車枠	車枠（ドア・ボンネット・トランク・バンパー等）が取り外してあるもの（脱着してあるもの）		50	点
	車体	大破 2分の1以上が破損しているもの（フレームが修正不能なもの）		100	点

		中破 2分の1未満4分の1以上が破損しているもの（フレームが修正可能なもの）	50点
		小破 4分の1未満の破損をしているもの（部分破損）修理できるもの	20点
乗車装置	座席	取り外してあるもの（脱着してあるもの）1席当たり	10点
		破損しているもの（破れているもの・雨漏り等で腐食したもの）1席当たり	5点
物品積載装置		破損しているもの（腐食及び各部の脱着してあるもの）	10点
前面ガラス等	前面ガラス	取り外してあるもの（脱着してあるもの）	50点
		破損しているもの（ひび割れしているもの）	25点
	後面ガラス	取り外してあるもの（脱着してあるもの）	30点
		破損しているもの（ひび割れしているもの）	15点
	その他の窓ガラス	取り外してあるもの（脱着してあるもの）1枚当たり	10点
		破損しているもの（ひび割れしているもの）1枚当たり	5点
騒音防止装置	マフラー触媒装置	取り外してあるもの（脱着してあるもの）	10点
		破損しているもの（穴・亀裂のあるもの）	5点
灯火装置	前照灯	取り外してあるもの（脱着してあるもの）一灯当たり	20点
		破損しているもの（ひび・傷のあるもの）一灯当たり	10点
	その他の灯火装置	取り外してあるもの（脱着してあるもの）一灯当たり	10点
		破損しているもの（ひび・傷のあるもの）一灯当たり	5点
指示装置	方向指示器	取り外してあるもの（脱着してあるもの）一灯当たり	10点
		破損しているもの（ひび・傷のあるもの）一灯当たり	5点
視野を確保する装置	後車鏡等	取り外してあるもの（脱着してあるもの）一個当たり	10点
		破損しているもの（ひび・くもり・傷のあるもの）一個当たり	5点
	窓拭器等	取り外してあるもの（脱着してあるもの）一個当たり	10点
		破損しているもの（ゴム等の切れ及び曲がっているもの）一個当たり	5点
走行距離計・その他の計器（メーター類）		取り外してあるもの（各機能の脱着してあるもの）一個当たり	30点
		破損しているもの（ひび及び指示計が確認できないもの）一個当たり	15点
室内の状況		汚れておりゴミ・タイヤ・ホイール等が積載されているもの	30点
写真撮影		基本的には、全景（放置されている状況、場所がわかるもの）、斜め前、斜め後、室内の状況とし、状況により横、前後破損箇所のアップを撮り、撮影後にチェックを入れる。	
備考		上記項目以外のもの、又は書ききれなかったものを記入	

1 項目等については、道路運送車両の保安基準に基づいて作成したものです。

2 記入上の注意事項

(1) 異常が無いものは記入欄に横線を引く。（チェック漏れを防ぐため）

(2) 該当しない項目は、項目欄に斜線を引く。